

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。また同時に、企業の持続的な発展のためには、役員、執行役員及び従業員一人ひとりの倫理観と使命感も極めて重要であると認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制については、下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1 情報開示の充実】、(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社の中長期的成長のためには、開発・生産・販売の各体制の不断の進化が不可欠であり、これらを全てキヤノングループ自らの経営資源で実現することは困難です。当社は、これら体制の強化に有益と判断するときは、キヤノングループ外の企業との連携の一環として、当該企業の株式を保有することがあります。

2. 政策保有の合理性の検証

当社は、上記政策保有株式のうち主要なものについて、その保有の意義、投資先企業の業績などを毎年定期的に評価したうえ取締役会に報告し、保有の合理性を検証しております。

3. 政策保有株式の議決権行使に関する方針

当社は、投資先企業の経営方針、事業戦略等を尊重しつつ、株主全体の利益につながるか否かを基準として議案の賛否を判断のうえ、政策保有株式に係る議決権を行使いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との取引及び取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会に当該取引の重要事実を開示して承認を受けるとともに、取引後、取締役会に報告いたします。

また、取締役会決議により選任される執行役員につきましても、取締役に準じます。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 企業理念

真のグローバル企業には、顧客、地域社会に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよい関係をつくり、社会的な責任を全うすることが求められます。当社は、グローバル優良企業であり続けるため、「共生」という企業理念の下、世界各国の人々に優れた製品とサービスを提供することなどを通じて社会の発展に貢献し、企業の社会的責任を全うしてまいります。

当社の企業理念及びCSR活動方針は、下記の当社公式サイトにて公表されております。

<http://global.canon/ja/vision/philosophy.html>

<http://global.canon/ja/csr/policy/index.html>

2. 経営戦略・経営計画

社会的責任を全うするには、企業の競争力を強化するとともに健全な財務体質を維持しなければなりません。当社は、1996年以降、5年ごとに中期経営計画「グローバル優良企業グループ構想」を策定し、競争力の強化と健全な財務体質の確立・維持を進めております。

「グローバル優良企業グループ構想」は、下記の当社公式サイトにて公表されております。

<http://global.canon/ja/vision/strategies.html>

3. 資本政策

当社は、中長期的な成長に必要な投資を安定的且つ継続的に実施するため、株主資本の充実を重視しております。

また、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、安定的且つ積極的な配当による株主還元に取り組むとともに、適宜自己株式の取得を行います。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針

当社は、オフィス機器、コンシューマ製品、医療機器、産業機器などの複数の事業領域において世界的に事業を展開しており、今後、新たな事業領域にも積極的に展開していきたいと考えております。各事業領域ごとに迅速な意思決定を行いつつ、キヤノングループ全体またはいくつかの事

業領域にまたがる重要な意思決定を全社視点で行い、他方、意思決定及び執行の適正を確保するには、下記のコーポレート・ガバナンス体制が有効であると判断しております。

取締役会

CEO、COO、CFO、CTOといった全社的事業戦略または執行を統括する代表取締役と、複数の事業領域または本社機能を統括する代表取締役または業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上の独立社外取締役を加えた体制としております。取締役会は、法令に従い、重要な意思決定と執行状況の監督を行います。

それ以外の意思決定と執行については、CEO以下の代表取締役がこれを行うほか、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会決議により選任される執行役員が各事業領域または機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。

監査役会

取締役会から独立した独任制の執行監査機関として、当社の事業または経営体制に精通した常勤監査役と、法律、財務・会計、内部統制などの専門分野に精通した独立社外監査役を置くこととしております。これら監査役から構成される監査役会は、当社の会計監査人及び内部監査部門と連携して職務の執行状況や会社財産の状況などを監査し、経営の健全性を確保します。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 方針

代表取締役・業務執行取締役の報酬は、その役割に応じた職務執行の対価として毎月固定額を支給する基本報酬と、各事業年度の業績に連動した賞与、並びに中長期的な業績向上及び企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬型ストックオプションによって構成されます。執行役員の報酬につきましても、これに準じております。なお、社外取締役の報酬については、毎月固定額を支給する基本報酬のみとなります。

2. 手続

当社は、CEO、独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。当該委員会は、基本報酬・賞与の算定基準、株式報酬型ストックオプションの付与基準を含む報酬制度の妥当性を検証し、2018年1月の取締役会において、当該制度は妥当である旨の答申を行いました。

個別の報酬額は、「指名・報酬委員会」の検証を経た報酬制度に基づき、取締役会決議により決定されます。

なお、取締役の基本報酬及び株式報酬型ストックオプションの総額は、株主総会により承認された報酬総額(上限)の枠内となります。取締役の賞与につきましては、定時株主総会において賞与支給議案が承認されたときに、支給が確定いたします。

(iv) 経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続

1. 方針

取締役・監査役の候補者及び執行役員は、性別、国籍、年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を公正且つ的確に遂行することができると認められる者であって、次の要件を満たす者から選出することを原則とします。

代表取締役・業務執行取締役

当社の経営理念、行動規範を真に理解しているとともに、執行役員の経験などを通じて当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や機能を俯瞰した実効的な判断ができること。

独立社外取締役

取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすほか、企業経営、リスク管理、法律、経済などの分野で高い識見及び豊富な経験を有すること。

監査役

当社の事業もしくは経営体制に精通し、または法律、財務・会計、内部統制などの専門分野で高い識見及び豊富な経験を有すること。社外監査役については、取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすこと。

執行役員

管理職アセスメント、経営人材選抜研修などにおいて人格面・能力面で高い評価を受けた者であって、特定分野の執行責任を担うに十分な知識・経験と判断能力を有しており、且つ、当社の経営理念、行動規範を真に理解していること。

2. 手続

当社は、CEO、独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。取締役・監査役の候補者の指名及び執行役員の選任(最高経営責任者の後継者の選定を含む)に際しては、所定の要件を満たすと認められる者の中からCEOが候補を推薦し、その推薦の公正・妥当性を当該委員会にて確認のうえ、取締役会に議案として提出、審議しております。

また、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとしております。

(v) 個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会の招集通知参考書類等に記載することにより、取締役及び監査役の候補者の選任理由を公表しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

【原則3 - 1.情報開示の充実】(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、法令・定款で求められる事項(例:一定額以上の資産の取得・処分)のほか、キヤングroup全体またはいくつかの事業領域にまたがる重要事項につき意思決定を行うとともに、執行状況の監督を担います。取締役会に付議すべき事項の詳細は、取締役会規則に定められております。

それ以外の意思決定と執行については、取締役会が定める分掌及び職務権限に関する規程に基づき、CEO以下の代表取締役がこれを行うほか、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会決議により選任される執行役員が各事業領域または機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

【原則3 - 1.情報開示の充実】(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、CEO、COO、CFO、CTOといった全社的事業戦略または執行を統括する代表取締役と、複数の事業領域または本社機能を統括する代表取締役または業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上の独立社外取締役を加えた体制とします。現在、取締役総数は7名(代表取締役5名、独立社外取締役2名)です。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4 - 9)および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査

役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の決議をもって「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

「独立性判断基準」は、下記の当社公式サイトにて公表されております。

<http://global.canon/ja/ir/strategies/governance.html>

「独立社外役員の独立性判断基準」

当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、独立社外役員(当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者)と判断する。

1. 当社グループ(当社およびその子会社をいう。以下同じ。)を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
3. 当社の大株主またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士(当社の直前3事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む。)
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者(配偶者および二親等以内の親族)

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての多様性、知識・経験等のバランス】

【原則3 - 1.情報開示の充実】(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」及び【原則3 - 1.情報開示の充実】(iv)「経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続」に記載のとおりです。当社は、取締役会だけでなく、監査機能を有する監査役会と併せた機関全体の多様性及び経験・識見・専門性のバランスを考慮しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役または監査役の選任議案がある株主総会の招集通知参考書類において、その候補者の選任理由とともに、重要な兼職の状況を開示しております。

また、年1回、全取締役・監査役の兼任状況を確認のうえ、開示いたします。

なお、2018年3月30日時点の兼任状況(他の上場会社の役員を含む)は次のとおりです。

【取締役】

御手洗富士夫

・株式会社読売新聞グループ本社監査役

齊田國太郎

・株式会社ニチレイ監査役

・住友大阪セメント株式会社取締役

・平和不動産株式会社取締役

齊田氏は、弁護士であります。

加藤治彦

・株式会社証券保管振替機構代表執行役社長

・トヨタ自動車株式会社取締役

【監査役】

大江忠

・株式会社丸井グループ監査役

・日産化学工業株式会社取締役

・ジェコー株式会社取締役

大江氏は、弁護士であります。

吉田洋

・株式会社アイネス監査役

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社では、年1回、以下の項目について各取締役および各監査役にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたします。

・取締役会の運営について(資料の配布時期、開催頻度、審議時間の妥当性など)

・取締役会の意思決定・監督機能について(取締役会付議事項・付議基準、報告内容の妥当性など)

・監査役・社外取締役の役割について(会社の業務・組織を理解する研修等の機会の必要性など)

2017年度については、2018年2月開催の取締役会において、議案の事前説明や経営戦略会議への社外取締役の出席など審議活性化のための工夫が図られていることから、取締役会の実効性に問題はない旨の評価がなされました。

今後も、年1回の分析・評価を継続し、結果概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営等につき改善を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役に対し、就任時、その役割、職責についての理解の徹底及び職務を適切に果たすために必要または有用な知識の確保を目的として、研修を実施しております。また、就任後も、会社の費用負担にて社内外の研修を受講できる仕組みとしております。

更に、社外取締役や社外監査役が当社の業務に精通できるよう、適宜、経営戦略会議等の社内重要会議への出席、事業部門の責任者等との会合、事業所の視察などの機会を設けております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会、経営方針説明会、決算説明会、主要機関投資家との面談等により、株主との間で建設的な対話を行います。

2. 対話を促進する体制

イ) 経理(IR)部門、広報部門及び法務部門が連携して対話促進を担当し、代表取締役CFOがこれを統括いたします。

ロ) アナリスト、機関投資家に対し、年初にCEOによる経営方針説明会を実施する他、四半期毎にCFOによる決算説明会を実施しております。個人投資家に対しては、適宜、説明会を実施するほか、当社公式サイトに専用ページを設け、経営方針、決算、財務データなどを分かりやすく掲載いたします。また、適宜面談の機会を設け、国内外のアナリスト・機関投資家との対話に努めております。詳細は、別途本報告書III 2.「IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

「キヤノン株式会社 投資家向け情報」は下記の当社公式サイトにて公表されております。
<http://global.canon/ja/ir/>

ハ) 株主との対話により得られた意見または要望については、適宜、担当部署がCFOに報告し、重要なものについてはCFOがCEOまたは取締役会に報告いたします。

3. インサイダー情報の管理

「インサイダー取引防止規程」において未公表の重要事実の管理を徹底するとともに公表プロセスを定め、株主との対話に際して当社の未公表の重要情報が不用意に提供されないよう徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	77,949,000	5.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,046,450	4.28
第一生命保険株式会社	33,051,180	2.48
パークレイズ証券株式会社	26,000,000	1.95
株式会社みずほ銀行	22,558,173	1.69
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	22,122,387	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	20,528,200	1.54
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	19,648,132	1.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	17,439,987	1.31
株式会社大林組	16,527,607	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は2017年12月31日現在の状況です。

第一生命保険株式会社については、上記の他に、退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,180,000株あります。
株式会社みずほ銀行については、上記の他に、退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が9,057,000株あります。
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシーは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるジェーピー・モルガン・チェース・バンクの株式名義人です。
上記の他に、当社が所有している自己株式254,007,681株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合19.04%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は国内では上場子会社2社を有しておりますが、日常の経営判断や業務執行等については各社の独立性を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
齊田 國太郎	弁護士													
加藤 治彦	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊田 國太郎		当社は、齊田國太郎氏に対し、顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は年間1,200万円以下と多額でなく、契約は既に終了しております。	齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっているほか、他社の社外役員も務めており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

加藤 治彦	加藤治彦氏が代表執行役社長を務める株式会社証券保管振替機構と当社との間には取引がありますが、株式等振替制度の利用に伴う同社所定の手数料を支払っているものであり、その年間取引額は、当社および同社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、当社は、同氏に対し顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は年間1,200万円以下と多額でなく、契約は既に終了しております。	加藤治彦氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、長年にわたり国の財政運営に携わってまいりました。また、株式会社証券保管振替機構の社長として経営の経験も有しており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、CEO、独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。詳細につきましては、1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】の(iii)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」、及び(iv)「経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査開始前に監査計画の概要や重点監査項目等についての説明を受け、その妥当性について確認しております。また、会計監査人から会計監査・四半期レビュー、内部統制監査の報告を受け、監査・レビュー結果や会計監査人が把握した内部統制システムの構築・運用状況及びリスクの評価等に関して意見交換を適宜行っております。更に必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、国内及び海外グループ会社の監査を担当する会計監査人とのミーティングを実施し、監査状況の把握に努めております。会計監査人の監査の品質管理体制については詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。
 なお、会計監査人の独立性を監視することを目的として、監査契約等の内容や報酬額を監査役会が事前承認する制度を導入しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
 監査役及び監査役会は、経営監理室から事前に内部監査計画の概要、監査項目について報告を受け、内部監査実施後にはすべての監査結果及び評価の報告を聴取しております。更に、常勤監査役と経営監理室長との間で月例のミーティングを実施し、意見・情報交換を行う等、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 忠	弁護士													
吉田 洋	公認会計士													
榎本 浩一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 忠			大江忠氏は、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わるとともに、法学研究を専門とする大学教授としての経験もあるなど、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
吉田 洋		吉田洋氏が過去所属しておりました有限責任監査法人トーマツは、当社の会計監査を担当する監査法人ではありません。また、同監査法人と当社との間には業務委託契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社及び同監査法人それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	吉田洋氏は、公認会計士として、長年にわたり企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを一層の適正な監査の実現のために活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
榎本 浩一		榎本浩一氏は、第一生命保険株式会社の出身者であります。同社は当社の株主であります。その持株比率は約3.1%(発行済株式総数から自己株式数を控除して算出)であります。また、同社と当社との間には保険契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社及び第一生命保険株式会社それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	榎本浩一氏は、長年にわたり、大手生命保険会社において経営管理業務に携わってきたほか、法務を含む総務業務の統括責任者を務め、国際経験も豊富であることから、その知識と経験を、海外を含む当社グループを俯瞰した監査に活かしたく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

**取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況**

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

(業績連動型報酬の導入)

賞与について、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算定された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

(ストップオプション制度の導入)

2018年3月29日開催の第117期定時株主総会における承認及び同日開催の取締役会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することいたしました。これは、株主と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

その他とは、執行役員をいいます。

【取締役報酬関係】**(個別の取締役報酬の)開示状況**

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

**報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1 情報開示の充実】、(iii)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の上程議案について担当部門から事前に説明を行います。

また、当社は監査役室に専任スタッフを配置し、社外監査役を含む監査役5名をサポートしております。取締役会の上程議案に関する事前説明は、社内監査役または関係部門の責任者から行っております。また、会計監査人や内部監査部門である経営監理室からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全てに出席することになっておりますが、出席が出来ない場合でも、出席した監査役や専任スタッフからの報告などにより状況を把握できるようにしております。更に監査役会を月に1回以上、情報共有及び監査役会の補完を目的とする監査役連絡会を随時開催し、重要事項及びそれぞれの監査内容に関する情報を監査役間で共有しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

制度はありません。なお、代表取締役社長・CEOの退任者に限らず、退任後も、その助言等を特に必要とする場合には、「指名・報酬委員会」の審議及び取締役会決議を経て、顧問就任を要請する場合があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会、代表取締役、執行役員)

取締役会は、社内出身の代表取締役5名、独立役員である社外取締役2名の計7名から構成され、また、執行役員は、女性2名、外国人1名を含む36名です。

このような体制とした狙いについては、Ⅰ1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1 情報開示の充実】、(ii)「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。

(経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、開示情報委員会)

代表取締役及び一部の執行役員で構成する経営戦略会議を置き、CEOの決定事項のうち、グループ戦略に関わる重要案件につき、事前審議をしております。本会議には社外取締役及び監査役も出席し、意見を述べることができます。

また、当社は、取締役会決議に基づき、キヤノングループのリスクマネジメント体制の整備に関する方針や施策を立案する「リスクマネジメント委員会」を置いております。同委員会は、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を担当する財務リスク分科会、企業倫理の徹底及び遵法体制の整備を担当するコンプライアンス分科会、品質リスクや情報漏洩リスク等の事業リスク全般の管理体制の整備を担当する事業リスク分科会の3つの分科会から構成されています。「リスクマネジメント委員会」は、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を検証し、その結果をCEO及び取締役会に報告する役割を担っております。

その他、重要会社情報の適時、正確な開示のため、開示情報の内容や開示時期等を審議する「開示情報委員会」を置いております。

(監査役、監査役会)

当社は、監査役会設置会社です。監査役は、現在5名であり、うち3名が独立役員である社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画に従い、取締役会、経営戦略会議等への出席、取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、これらにより、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役等の職務執行に対する厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。また、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(社外取締役及び社外監査役の機能及び役割、選任状況に関する考え方)

金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4 - 9)及び独立性基準を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、取締役会の承認により、「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。当該基準は、当社ウェブサイト(<http://global.canon/ja/ir/strategies/governance.html>)に掲載しております。当社の社外取締役及び社外監査役は全て当該「独立性判断基準」を満たしており、取締役会の透明性とアカウンタビリティの維持向上に貢献する役割を担っております。

(内部監査部門)

内部監査部門である経営監理室は独立した専任組織として、「内部監査規程」に則り、遵法や内部統制システム等の監査及び評価と提言を行っております。また、品質や環境、情報セキュリティ等の監査は、経営監理室が中心となり、それぞれの統括部門と連携し、実施しております。

また、経営トップの方針に基づき、全ての業務について専門的な見地から監査を実施するべく、監査機能の強化を図り、現在の70名体制から増員を計画しております。

(会計監査人)

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりとなっております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 中谷喜彦、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 香山良、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 田中清人、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 大田稔、新日本有限責任監査法人)

(注)1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2 同監査法人は自主規制強化を行い、上場会社に関する監査業務については、法令等で定められた各種規制よりも厳しいローテーションルールを適用しています。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士26名、その他59名です。

その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(取締役及び監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

Ⅰ1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】及びⅡ2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては開催日(2018年3月29日)の24日前(3月5日)に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の参考英訳を作成し、東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	直近の定時株主総会においては、株主総会招集通知を、発送日(2018年3月5日)の7日前(2月26日)に当社のウェブサイトに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規及び証券取引所の開示ルールに則って、株主及び資本市場に対して情報が正確且つ網羅的に開示される体制を強化するために、2005年4月に「開示情報委員会」を設置しました。重要な会社情報について、適時開示の要否、開示内容、開示の時期等の検討及び決定の役割を担うとともに、各部門で発生した重要な会社情報について、迅速且つ網羅的に情報を収集する体制を構築しております。なお、株主や投資家に対して、経営方針説明会や決算説明会を開催するとともに、個人投資家向け専用ページも設けるなど、ホームページの拡充を図り、経営状況の迅速且つ正確な情報開示を継続しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長 CEOによる経営方針説明会を毎年継続的に実施しております。また、各四半期の決算発表当日に、代表取締役副社長 CFOが、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長 CEOまたは代表取締役副社長 CFOが海外投資家を継続的に訪問し、経営戦略や事業戦略の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は原則的に全て掲載しており、日本語サイトと英語サイトの双方に同内容の資料を掲載するように努めております。経営方針説明会での説明要旨及び動画、株価情報や過去10年の各種決算発表資料といった従来から掲載している資料に加えて、2016年度からは、四半期毎の決算説明会での説明内容と主な質疑応答それぞれの要旨も掲載しております。2017年第4四半期には、決算短信の簡素化を図る一方で、投資家から要望の多かったデータを新たに加えた決算説明資料や補足資料集を作成するなど、情報開示の拡充を図っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部門は経理本部IR推進室となっております。担当役員は代表取締役副社長 CFO、事務連絡責任者はIR推進室 室長となっております。	
その他	当社では、ホームページを通じて提供する情報の質・量の向上にも努めております。2017年には、投資家向けホームページをリニューアルし、事業情報ページの新設やESG情報の追加など、ホームページの拡充に努めております。投資家向けホームページ: http://global.canon/ja/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、企業理念に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことをめざしております。この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員、執行役員及び従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社では、環境保全、コンプライアンス、品質保証などの社会的要請の高い分野については、従来よりそれぞれの専門部門が責任を持って対応しております。さらに、2012年には「キヤノングループCSR活動方針」を制定し、統一した方針のもと、CSR担当部門がキヤノングループ全体のCSR活動を統括し、推進しています。2017年5月には、「キヤノングループ 企業の社会的責任に関する基本声明」を公表しました。環境保全活動、CSR活動等の詳細につきましては、「キヤノン サステナビリティレポート」にて開示しております。レポートに加え、最新の情報も適宜WEBサイトにて開示しております。</p> <p>CSR活動ウェブサイト：http://global.canon/ja/csr/ キヤノンサステナビリティレポート：http://global.canon/ja/csr/report/index.html</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>情報開示の方針については、独自のガイドラインを定め、これに則った形での情報開示しております。また、2005年に「開示情報委員会」を設置し、重要な経営情報を正確且つ網羅的で公正に開示できるようにしております。</p>
その他	<p><女性の活躍の方針・取組に関して></p> <p>当社では、「共生」の理念のもと、グローバルな多様性を尊重するとともに、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、人材の公平な登用や活用を積極的に推進しています。こうしたダイバーシティ推進を加速するため、2012年に全社横断プロジェクトを立ち上げ、「女性社員の活躍推進」などに取り組んでおります。</p> <p>取り組みの内容としましては、キャリア形成支援、職場の意識・慣行の更なる改善などに加え、人事諸制度の見直しを進めております。</p> <p>主な施策は、以下のとおりとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや座談会などによる意識調査 ・各種研修・セミナーの実施(女性リーダー研修、上司参加型育児休業復職セミナー、キャリア座談会等) ・外部識者による講演会の開催、社内WEBサイトでの情報発信、座談会実施等による啓発活動 ・柔軟な働き方に向けた人事諸制度及び職場慣行見直しなど <p>当社は、育児休業者がほぼ100%復職しており、平均の年間総労働時間数が法定及び所定労働時間数のいずれも下回るなど、仕事と家庭の両立を目指す女性社員にとって働きやすい環境が整っております。また、近年、管理職級への昇進率に男女の差はなく、女性管理職の人数は着実に増加しており、管理職候補者の人数も増加しています。執行役員への女性の登用も進んでおります。</p> <p>2016年からは、女性活躍推進活動の対象をグループ会社にまで広げています。各社の社長・人事責任者が出席する会議を開催して、キヤノン株式会社が行ってきた活動事例を共有し、各社への展開を図りました。さらに2017年には、「キヤノングループ活動方針」を策定し、方針に基づいた各社の活動計画と実績を共有しながら、グループを挙げた女性活躍推進をさらに進めました。</p> <p>今後も、女性の活躍推進に向けた活動を継続するとともに、更なるダイバーシティ推進に取り組んでまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容(内部統制システムの基本方針)及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針

【基本方針の決議の内容】

当社ならびに当社及びその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、創立当初からの行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づく健全な企業風土と、「キヤングroup行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社CEO及び各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キヤングroup全体の「経営の透明性」を確保する。

1. コンプライアンス体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

【基本方針の決議の内容】

(1)取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づきキヤングroupの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。

(2)業務遂行にあたり守るべき規準として取締役会が定める「キヤングroup行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。

(3)リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)及びコンプライアンス教育体制を整備する。

(4)内部監査部門は、取締役等及び従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。

(5)従業員は、キヤングroupにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

【運用状況の概要】

(1)当期(当社第117期)は取締役会を9回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。

(2)「キヤングroup行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、半期に1回、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する機会(「コンプライアンス週間」)を設けました。

(3)下記2【運用状況の概要】(1)のとおりであります。

(4)内部監査部門は、約70名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性及び効率性、情報セキュリティ等につき、各部門及び子会社を監査し、監査結果をCEOのほか監査役会にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。

(5)社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

2. リスクマネジメント体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

【基本方針の決議の内容】

(1)取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を設ける。同委員会は、キヤングroupが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、CEO及び取締役会に報告する。

(2)取締役会が定める「経営戦略会議規程」に基づき経営戦略会議を設け、取締役会付議に至らない案件(CEO決裁案件)であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。

【運用状況の概要】

(1)「リスクマネジメント委員会」には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、品質リスクや情報漏洩リスクその他の主要な事業リスクの管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、取締役会が定める2017年活動計画に従ってキヤングroupのリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEO及び取締役会に報告いたしました。

(2)当期、経営戦略会議を10回開催いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役及び監査役も適宜出席し、意見を述べております。

3. 効率的な職務執行体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

【基本方針の決議の内容】

(1)CEO及び他の取締役等は、取締役会が定める分掌及び職務権限に関する規程に基づき、CEOの指揮監督の下、分担して職務を執行する。

(2)CEOは、5か年の経営目標を定めた「グローバル優良企業グループ構想」及び3か年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、グループ一体となった経営を行う。

【運用状況の概要】

(1)CEO及び他の取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。

(2)CEOは、当社の取締役等及び国内外主要子会社の執行責任者との緊密な議論をふまえて中期経営計画を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4. グループ管理体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

【基本方針の決議の内容】

当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、キヤングroupの内部統制システムを整備する。

a)当社取締役会が定める「グループ会社管理規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行

うこと。

- b)「リスクマネジメント基本規程」に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c)設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
- d)「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）及びコンプライアンス教育体制を整備すること。
- e)内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。

【運用状況の概要】

- a)当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。
- b)上記2【基本方針の決議の内容】（1）記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。
- c)各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。
- d)上記2【運用状況の概要】（1）に加え、各子会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。
- e)各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。

5. 情報の保存及び管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

【基本方針の決議の内容】

取締役会議事録及びCEOその他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」及び関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査部門は、いつでもこれらを開覧できることとする。

【運用状況の概要】

取締役、監査役及び内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営戦略会議事録やCEO決裁書等の記録を開覧またはその写しを入手しております。

6. 監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

【基本方針の決議の内容】

- （1）監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置する。この監査役室は、取締役等の指揮命令から独立した組織とし、専任従業員の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとする。
- （2）監査役は、取締役会のみならず、経営戦略会議、「リスクマネジメント委員会」等の社内の重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- （3）人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- （4）監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
- （5）監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、国内外の主要な子会社を分担して往査し、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- （6）当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、子会社にも不利な取扱いの禁止を求める。
- （7）監査役会は、当社及び子会社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時的監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

【運用状況の概要】

- （1）取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任従業員を配置しております。必要な場合には、監査役は、本社管理部門等に調査を指示することができます。
- （2）社外監査役を含め、監査役は、ほぼ全ての取締役会に出席するとともに、経営戦略会議及び「リスクマネジメント委員会」にも適宜出席しております。
- （3）本社管理部門の責任者は、原則として月1回、常勤監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果をCEOのほか監査役会にも報告しております。
- （4）監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。
- （5）監査役は、国内子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、子会社の往査の際には、個別に子会社監査役と情報交換を行いました。
- （6）上記1【運用状況の概要】（5）のほか、監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しております。
- （7）当期、監査計画に従った監査を実施するに当たって予算が不足する事態は生じませんでした。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、当社及び当社グループ各社が市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況

- （1）当社就業規則において、反社会的勢力との関係遮断についての規定を定め、従業員に対してその徹底を図っております。
- （2）反社会的勢力対応のグループ統括部署を置き、各事業所、グループ会社担当部署との間で、反社会的勢力及びその対応に関する情報を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。
- （3）反社会的勢力対応のグループ統括部署には、法律に基づき不当要求防止責任者を配置し、マニュアルに沿った要領で組織的な対応整備を図っています。
- （4）暴力団追放運動推進都民センター、所轄警察署、近隣企業警察及び弁護士等との連携体制を構築しております。
- （5）賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

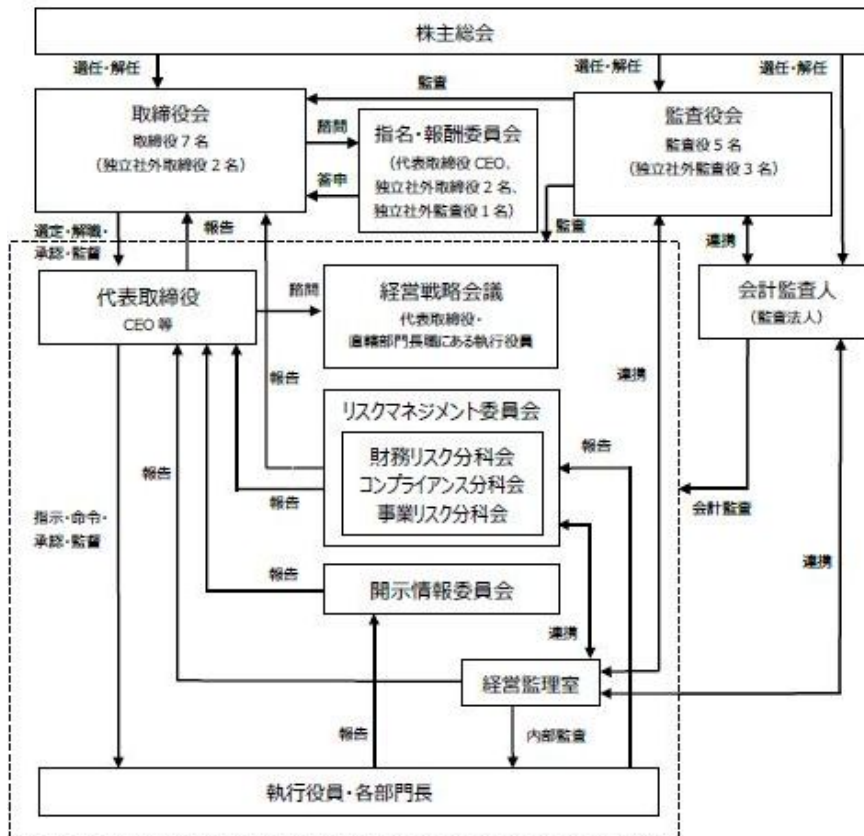
該当項目に関する補足説明

導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図及び適時開示体制の概要は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、当該情報の管轄部門から適宜、社長を委員長とする「開示情報委員会」に報告され、開示の要否を決定する体制を構築しております。

「開示情報委員会」の委員は、経理部門、法務部門、広報部門を統括する責任者と当該情報の管轄部門の責任者で構成され、報告された案件に関して、適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定を迅速に行う役割を担っております。

また、「開示情報委員会」は、重要な会社情報に関する開示統制の評価を含め、開示体制の構築と維持整備を行う役割も同時に担っております。

尚、決定事実に関する重要な会社情報に関しては、必要な社内での機関決定を経た後、速やかに情報開示を行う体制となっております。

以上